

学生・生徒のみなさんへ

はじめての「働く」に寄り添う。



ご家族やご友人など、本人以外の方もご相談可能です。

相談内容の秘密は守ります。

相談員がじっくりお話を伺います！

総合労働相談コーナー

※全国 378 か所で相談を受け付けております
※4月～7月に若者相談コーナーを開設します
※労働条件やハラスメント等のあらゆる疑問やお悩みご相談ください



くらし・はたらきマエストロ
たしかめたん

平日夜間・土日祝日の相談は

労働条件相談ほっとライン

月～金：17時～22時 土・日・祝日：9時～21時

For concerns & questions about working conditions

Labour Standards Advice Hotline

Mon to Fri 5 ~ 10 p.m. / Sat, Sun, National Holidays 9 a.m. ~ 9 p.m.

※キャンペーン期間に関わらず、いつでもご相談可能です

相談無料 /
0120-811-610

日本語



English



お気軽にご相談ください。

「アルバイト」で働く中での疑問やお悩み

知って
おきたい

8つのポイント



アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう。

- 雇用契約が結ばれたときに交付される「労働条件通知書（雇用契約書）」には、「始業・終業時刻」や「休日」などが示されています。



労働条件通知書の
モデル様式はこちら！

いつシフトに入るかは、事業主とよく話し合しましょう。

- 試験の準備期間や試験期間中など、シフトに入れない期間がある場合には、そのことを伝えましょう。
- トラブル防止のため、シフト制留意事項を参考に、シフトの作成や変更等のルールを決めておくことも考えられます。



シフト制留意事項

シフト制で働く場合でも、休憩や年次有給休暇を取得できます。

- 働く時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩を勤務時間の途中に取る必要があります。
- 正社員やアルバイトなどといった雇用形態や、働き方を問わず、①6か月間継続して勤務し、②全労働日の8割以上出勤しているという要件を満たす場合には、年次有給休暇を取得できます。



働き方・休み方改善
ポータルサイト | 労働者の方へ

支払われたバイト代を確認しましょう。

- バイト代は、都道府県ごとに定められた最低賃金額以上の金額が支払われます。
- 業務に必要な準備や片付けを行った時間、研修・教育訓練を受講した時間にもバイト代が支払われます。
- 残業をした場合には残業代が支払われます。



地域別最低賃金
の全国一覧

希望していない商品の購入に応じる必要はなく、その代金を一方的にバイト代から差し引くことは禁止されています。



商品の買取強要の問題点

アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません。

- きちんとした理由がなく、社会的に見ても妥当でない解雇は無効になります。
- 会社が解雇をする場合には、30日以上前に予告等の手続きが必要です。

アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます。

困ったときは、各地の総合労働相談コーナーへ



確かめよう、
アルバイトの労働条件



アプリで学ぼう
労働条件 (RJ) パトロール



動画版「これってあり？
～まんが知って役立つ労働法 Q&A～」



「高額収入」「ホワイト案件」…
怪しい求人には応募しないで！

事業主のみなさんへ

Let's Check!

アルバイトを雇うときの
ポイントをチェックしてみよう!

確かめよう!
アルバイトの
労働条件



たし・はたらきマエストロ

学生・生徒をアルバイトとして雇用する際は次のことをご確認ください。

- 書面で労働条件を明示しましょう。
- 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。
- シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。
- 最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払いましょう。
- 商品を強制的に購入させることはできません。
- 遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。

01 書面で労働条件を明示しましょう。

- トラブル防止のためにも、労働条件通知書（雇用契約書）などの書面を交付し、「始業・終業時刻」や「休日」などを明示する必要があります。
- 労働者が希望した場合には、メール等（印刷できるもの）で明示することもできます。



労働条件通知書のモデル様式はこちら！

02 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。

- 学生・生徒は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。
- 使用者が一方向的にシフトを決めることは望ましくありません。「シフト制留意事項」を参考に、シフトの作成や変更等のルールを定めましょう。



シフト制留意事項

03 シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。

- アルバイトに対しても45分または1時間の休憩時間を与える必要があります。
 - ・勤務時間が6時間を超える場合には少なくとも45分
 - ・勤務時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間
- シフト制のアルバイトであっても、①6か月間継続して勤務し、②全労働日の8割以上出勤しているという要件を満たす場合には、年次有給休暇を付与する必要があります。
- 原則として、労働者が請求する時季に年次有給休暇を取得させる必要があります。



働き方・休み方改善ポータルサイト | 事業主の方へ

04 最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払しましょう。

- アルバイトに対しても、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に把握する必要があります。
- 賃金は、都道府県ごとに定められた最低賃金額以上の金額を支払う必要があります。
- 業務に必要な準備や片付けを行った時間、研修・教育訓練を受講した時間に対しても、賃金を支払う必要があります。
- 予定した時間を超えて働いた場合には、残業代などその分の賃金を支払う必要があります。



地域別最低賃金の全国一覧

05 商品を強制的に購入させることはできません。

- アルバイトに商品を強制的に購入させる売買契約は、公序良俗に反して無効となり、また不法行為として使用者の損害賠償責任が認められる可能性があります。



商品の買取強要の問題点

06 遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。

- 遅刻や欠勤などにあらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

ご不明点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ

総合労働相談コーナー

※全国378か所で相談を受け付けております
 ※4月～7月に若者相談コーナーを開設します



こちらで詳しく解説しています！

**アルバイトを雇う際に
知っておきたいポイント**

平日夜間・土日祝日の相談は

労働条件相談ほっとラインへ！

※キャンペーン期間に関わらず、いつでもご相談可能です

**0120-811-610****相談無料**

月～金：17時～22時 土・日・祝日：9時～21時

怪しい求人には応募しないでください！

「闇バイト」は犯罪です！

いわゆる「闇バイト」は犯罪実行者の募集です。SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されています。

「簡単に高収入を得られる」と応募した結果、強盗や詐欺といった犯罪に加担することとなり、逮捕された人が多くいます。広告内容とその後の説明が大きく異なるケースも見られます。絶対に手を出さないでください。

SNSの投稿から直接募集主に応募する場合は注意をしてください

募集主が求人情報を掲載するときに、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をすることは法律で禁止されています。昨今、SNS等で犯罪実行者（「闇バイト」）の募集が行われる事案が見られていますが、その中には、通常の求人情報と誤解をさせるようなものも見受けられます。

こうした誤解を与えないよう、募集主が求人情報を掲載する際には、

- ①氏名(名称) ②住所 ③連絡先(電話番号等)
- ④業務内容 ⑤就業場所 ⑥賃金

を記載することとなっています。これらの記載のない募集広告は法令違反となりますので、応募しないよう特に気を付けてください。(労働者の募集だけでなく業務委託の募集も同様です。)

相談窓口のご案内

「闇バイト」に申し込んでしまった方へ

警察相談ダイヤル#9110または、お近くの警察署までご相談ください。また、都道府県警察本部では少年相談窓口を開設しています。応募の際に顔写真や住所を送ってしまったとしても、勇気を出して警察に相談してください。

「闇バイト」情報の投稿を見つけた方へ

警察署または、警察庁が業務委託を行うインターネット・ホットラインセンターまで通報してください。



生活にお困りの方へ

「仕事がなくしてどうしたらよいか分からない」「家賃や税金が払えない」など、生活にお困りの方のための支援制度があります。この制度では、就職に向けた支援や、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する仕組みなどがあります。仕事、住まい、家計など暮らしにお悩みの方は、まずお住まいの地域の相談窓口までご相談ください。

お仕事をお探しの方は、お気軽に、お近くのハローワークにご相談ください。全国の豊富な求人情報をもとにした、きめ細かな支援を無料で受けることができます。若者向けのハローワークもありますので、是非、ご相談ください。

